

令和5年5月2日付けの改訂内容

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に変更された場合、本ガイドラインを廃止しますので、適用期間を令和5年5月7日までとしました。

令和2年5月29日策定
(一部改訂 令和5年5月2日)

長崎市文化振興課

長崎市チトセピアホールにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

(適用期間：令和5年3月13日～令和5年5月7日)

このガイドラインは政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和5年2月10日) 新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「対処方針」という。)を踏まえて発行された業種ごとのガイドラインに鑑み、長崎市の方針等に基づいて、長崎市チトセピアホールで行われるすべての活動において、新型コロナウイルス感染拡大予防対策として遵守すべき事項を整理したものである。なお、本ガイドラインは、感染拡大の動向や対処方針の改訂等を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものとする。

なお、長崎市チトセピアホール指定管理者(以下「指定管理者」という。)及び当該施設でコンサート、発表会、講演会、会議、練習等の公演等を主催する事業者(以下「主催者」という。)は、市民の文化活動の振興拠点施設であること、並びに対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」及び「講ずべき具体的な対策」を踏まえ、個々の施設やイベントの規模や態様等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルス感染拡大予防に取り組むこととする。

1 感染防止のための基本的な考え方

市及び指定管理者、主催者は、施設の特性や公演等の規模や態様、来場者層の感染や重症化リスク等を十分に踏まえ、施設内及びその周辺地域において、当該施設の管理・運営に従事する者(以下「従事者」という。)、施設に来場する者(以下「来場者」という。)、出演者及び公演等の開催に携わるスタッフ(公演主催者を除く。以下「公演等関係者」という。)への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、必要となる負担を考慮に入れながらも最大限の対策を講じる。

特に、①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集場所(多くの人々が密集している)、③密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)という3つの条件(いわゆる「三つの密」)のある場では感染拡大のリスクが高いと考えられ、これを避けることなどを徹底し、以下具体的な対策を講じる。

2 施設内のリスク対策

(1) 飛沫感染の防止

施設における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離や位置、方向、施設内での対面近距離での長時間の会話等が頻発する場所の状況を把握し、対策を講じる。

(2) 接触感染の防止

他者と共有する物品や不特定多数が頻繁に触れる場所と接触の頻度を減少させる。
例 会議机、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、エレベーターのボタン等

(3) 集客施設としての対策

開催にあたっては、大規模な人数の移動が見込まれるか、施設内での入退場が長時間滞留せず、人と人が触れ合わない程度の距離が確保できるかどうか等について、これまでの施設の来場実績等に鑑み、対策を講じる。

(4) 地域における感染状況の把握

地域の生活圏において、地域での感染状況や医療環境を踏まえた施設管理への影響を想定し、対策を講じる。

3 施設内の各所及び従事者等の対応策

(1) 館内

- ア 施設の開館の際には、施設内の不特定多数が触れやすい場所の消毒を行うとともに、施設内の換気について十分な対応を行う。
- イ 公演等の前後及び公演等の休憩中に、会場内の換気を行う。また、主催者と調整の上、公演中も定期的に適切な換気を行う。
- ウ 手洗い・手指の消毒を適宜行うとともに、施設の入口に、手指消毒用の消毒液を設置する。
- エ 受付等において、換気に注意したうえで取扱者は必要に応じてマスク着用や手指の消毒等必要な対策を適宜行う。
- オ 入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある者は施設の利用を控えてもらうようにする。
- カ 公演等の前後及び休憩中に、人が滞留しないよう、段階的な会場入り等の工夫を行う。
- キ 人と人が触れ合わない程度の距離を確保する。
- ク 清掃者はマスクや手袋の着用を徹底し、作業を終えた後は手洗いを行う。

(2) 従事者に関する感染防止策

- ア 施設の管理・運営に必要な最小限度の人数とするなど、シフトローテーションを工夫する。
- イ 必要に応じたマスク着用や手指消毒を行う。
- ウ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- エ 出勤前に自宅等での検温を励行し、発熱がある場合には自宅待機等の対応を行う。さらに、発熱の他に、次の症状に該当する場合も、自宅待機とする。

- 咳、喉の痛み、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害等
- オ 指定管理者は、従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握する。
- カ 従事者に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

(3) 周知・広報

感染予防のため来場者・従事者に対して次の点について周知する。

ア 咳エチケット、必要に応じたマスク着用、手洗い・手指の消毒の実施。

イ 人と人が触れ合わない程度の距離の確保。

ウ 感染リスクの高い高齢者等が多数来場する場合の配慮。

エ 次の症状に該当する場合、来場を控えること。

発熱、咳、喉の痛み、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害等

オ 差別防止の徹底

(4) 保健所との関係

施設における感染予防対策及び感染の疑いのある者が発生した場合には速やかに連携が図れるよう、所轄の保健所との連絡体制を整える。

4 施設の利用制限

(1) イベント等開催の判断基準

イベント等の開催の判断については、長崎県が定めた「感染防止策チェックリスト（別紙1）」の内容をすべて担保できるものについて開催可能とする。

また、チェックリストについては指定管理者に提出すること。

なお、「感染防止安全計画」を策定済みのイベントについては、チェックリストの代わりに「感染防止安全計画」を指定管理者に提出すること。

※イベントを開催する際は、主催者は長崎県が策定した感染防止対策チェックリストを作成し、ホームページや SNS、イベント会場における掲示などで公表するとともに、イベント終了から 1 年間保管する等の手続きが必要です。

詳しくは長崎県ホームページ等でご確認ください。

(2) 収容定員

施設	① ②以外の催物	②重点措置区域又は緊急事態措置区域で 開催し次のいずれも該当する催物 ・安全計画を策定しない ・大声あり
	収容定員	収容定員の半分 (条件により半分を上回ることもある)
ホール	500人	250人
楽屋1	4人	2人
楽屋2	4人	2人
楽屋3	10人	5人
楽屋4	10人	5人

(3) ホールの利用制限について

- ア 一度に舞台を使用する出演者数は催物の種類により異なるため、事前に指定管理者と協議すること。
- イ 人と人が触れ合わない程度の距離を確保して使用する。
- ウ 移動の際は人と人が触れ合わない程度の距離を確保して移動する。

(4) 感染防止対策の確認

原則、申請の都度、開催条件チェックリストを作成・提出させること。(別添様式)
また、許可の際には感染防止対策が実行されているかどうか、必要に応じて活動中に確認することを利用者に伝え、協力をいただくこと。

5 主催者が講じるべき具体的対策

コンサート、発表会、講演会等のイベント等が開催される場合には、次の措置を講じることとし、その際、措置を講じるべき主体は主催者であることに留意し、指定管理者等の協力のもと、実施することとする。

【開催前の対策】

(1) 入場制限

- ア 密集を回避するための工夫や密な状況を発生させない工夫の導入を検討する。
 - (ア) 開場・休憩時間の延長
 - (イ) 入場時のチケット確認(もぎり)の簡略化
 - (ウ) 入場待機列の設置、人と人が触れ合わない程度の距離の確保
 - (エ) 日時や座席の指定予約による人数調整

(オ) 大人数での来場の制限

イ 来場を控えてもらうケースを事前に周知するとともに、その際の振替やチケット代金の諸条件について事前に告知すること。

【開催当日】

(1) 周知・広報

感染予防のため、指定管理者との協力の上、来場者に対し次のことについて周知する。

ア 高齢者など感染リスクの高い周囲の来場者への配慮と必要に応じたマスク着用、咳エチケット及び定期的な手洗い・手指の消毒の実施。

イ 人と人が触れ合わない程度の距離を確保する。

ウ 次の症状に該当する場合、来場を控えること。

発熱、咳、喉の痛み、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害等

エ イベントに参加する前後には、移動中や移動先における感染防止のための適切な行動をとること。

オ 交通機関・飲食店等の分散利用を呼び掛ける。

(2) 来場者の入場時の対応

ア 以下の場合には、入場しないよう要請する。

① 検温の結果、平熱と比べて高い発熱があった場合

② 咳・咽頭痛などの症状がある場合

③ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合

④ 過去7日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合等

イ 事前に余裕を持った入場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での入場、開場時間の前倒し等の工夫を行う。

(3) 公演会場内の感染防止策

ア 接触感染や飛沫感染を防止するため、消毒や換気の徹底、必要に応じたマスク着用等、複合的な予防措置に努める。

イ 事前に密集状況が発生しないように余裕を持った休憩時間の設定や人員の配置、導線の確保等をし、トイレなどの混雑の緩和に努める。

(4) 公演等関係者の感染防止策

ア 公演等の運営に必要な最小限度の人数とすること。

イ 各自検温を行うこととし、発熱がある場合には自宅待機とする。

さらに、発熱の他に、次の症状に該当する場合も、自宅待機を促すこと。

咳、喉の痛み、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害等
ウ 主催者は、従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握してください。

エ 公演時の出演者を除き、必要に応じてマスクを着用すること。また、公演等の前後の手指消毒を徹底すること。

オ 楽屋等では使い捨ての紙皿やコップを使用すること。

カ 仕込み・リハーサル・撤去等において、十分な時間を設定し、密な空間の防止に努めること。

キ その他、稽古や仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講ずること。

ク 公演等関係者に感染が疑われる場合には、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行うこと。

ケ 公演等を開催する前後には、移動中や移動先における感染防止のための適切な行動（例えば、業務上必要のない外出等による感染リスクのある行動の回避）をとること。

(5) 感染が疑われる者が発生した場合の対応策

ア 速やかに別室へ隔離を行う。

イ 対応する者は、マスクや手袋の着用を徹底する。

ウ 来場を控えてもらうケースを十分に説明し、来場を控えてもらう。

(6) 物販

ア 現金での取り扱いをできるだけ減らす。

例 オンラインの販売やキャッシュレス決済

イ パンフレット等の物販を行う場合、人と人が触れ合わない程度の距離を確保して整列する。

ウ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。

エ 対面販売をする者は、必要に応じてマスク着用や手指消毒を行う。

オ 多くの者が触れるようなサンプル品・見本品については使用の都度消毒を行う。

(7) 来場者の退場時の対応

ア 事前に余裕を持った退場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での退場等の工夫を行う。

イ 交通機関・飲食店等の分散利用を呼び掛ける。

【開催後】

感染者が発生した場合、保健所等による聞き取りに協力する。

【参考】

業種ごとの感染拡大予防ガイドライン（内閣官房HP）

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

〈劇場、演劇場〉

「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」

（公益社団法人全国公立文化施設協会）

「音楽コンサートにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

（無観客公演関係）」

「音楽コンサートにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

（有観客公演）」

（一般社団法人コンサートプロモーターズ協会、一般社団法人日本音楽事業者協会、
一般社団法人日本音楽制作者連盟）

「クラシック音楽公演における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」

（クラシック音楽公演運営推進協議会）

「舞台芸術公演における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」

（緊急事態舞台芸術ネットワーク）

「合唱活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドライン」

（一般社団法人全日本合唱連盟）

〈集会場、公会堂〉

「新型コロナウイルス感染症禍における MICE 開催のためのガイドライン」

（一般社団法人日本コンベンション協会（MICE））

〈展示会、展示場〉

「展示会業界における COVID-19 感染拡大予防ガイドライン」

（一般社団法人日本展示会協会）

〈体育館、運動施設〉

「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（スポーツ庁）

〈遊興施設〉

「カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場における新型コロナウイルス感染拡大予防
ガイドライン」

（一般社団法人日本カラオケボックス協会連合会、一般社団法人カラオケ使用者連
盟、一般社団法人全国カラオケ事業者協会）

マスクの着用について（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html

【過去の改訂履歴】

一部改訂 令和2年6月18日

一部改訂 令和2年7月28日

一部改訂 令和2年9月18日

一部改訂 令和2年11月19日
一部改訂 令和3年2月27日
一部改訂 令和3年4月30日
一部改訂 令和3年6月28日
一部改訂 令和3年8月31日
一部改訂 令和3年10月29日
一部改訂 令和4年6月8日
一部改訂 令和4年8月5日
一部改訂 令和5年1月23日
一部改訂 令和5年2月20日
一部改訂 令和5年3月10日
一部改訂 令和5年5月2日

感染防止策チェックリスト

別紙1

作成年月日 年 月 日

開催概要	本項目では、チェックリストを記入する前に、イベントの情報をご入力ください。
-------------	---------------------------------------

イベント名	開催案内等URL		
開催日時	令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分 (複数回開催の場合→別途、開催する日時の一覧をご提出ください。)		
開催会場			
会場所在地			
収容率 (上限) ※いずれかを選択	<input type="checkbox"/>	収容定員あり (100%)	<input type="checkbox"/>
			収容定員なし (人と人が触れ合わない程度の間隔)
収容定員		人	<u>※収容定員ありの場合のみ記載</u>
参加人数		人	<u>※収容定員ありの場合のみ記載</u>
出演者チーム等			
主催者	所 属		代表者役職・氏名
	担当者役職・氏名		電話番号
	E-MAIL		
参考とした業種別 ガイドライン			
その他の 特記事項			

感染防止策チェックリスト

基本的な 感染防止	<p>イベント開催時には、下記の項目（イベント開催時の必要な感染防止策）を満たすことが必要です。</p> <p>※5、000人かつ収容率50%超のイベント開催時には、個別のイベントごとの具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要です。</p>
----------------------	---

1. イベント参加者の感染対策		
(1) 感染経路に応じた感染対策		
①飛沫感染対策	<input type="checkbox"/>	イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保
②エアロゾル 感染対策	<input type="checkbox"/>	機械換気による常時換気又は窓開け換気
	<input type="checkbox"/>	イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】
③接触感染対策	<input type="checkbox"/>	イベント参加者によるこまめな手洗・手指消毒の徹底や、主催者側によるイベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）の消毒の実施
	<input type="checkbox"/>	イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】
1. イベント参加者の感染対策		
(2) その他の感染対策		
④飲食時の感染対策	<input type="checkbox"/>	前項（1）感染経路に応じた感染対策と併せて、飲食時の感染対策の徹底の周知
⑤イベント前の 感染対策	<input type="checkbox"/>	発熱等の症状がある者のイベント参加の自粛呼びかけ

感染防止策チェックリスト

基本的な 感染防止	イベント開催時には、下記の項目（イベント開催時の必要な感染防止策）を満たすことが必要です。 ※5、000人かつ収容率50%超のイベント開催時には、個別のイベントごとの具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要です。
----------------------	---

2. 出演者やスタッフの感染対策

⑥出演者やスタッフの 感染対策	<input type="checkbox"/>	出演者やスタッフによる、練習時・本番等における前項（1）感染経路に応じた感染対策に加え、健康管理や必要に応じた検査等の実施
	<input type="checkbox"/>	舞台と客席との適切な距離の確保など、出演者やスタッフから参加者に感染させないための対策の実施